

## 法人税 | ソフトウェア開発プロジェクトの延長期間に対する優遇措置

2026年4月

### ■ 文書

財務省税務局は、2026年2月12日付で、法人税に関するオフィシャルレター 1067/CT-CSを発行しました。

### ■ ポイント

投資優遇措置の条件を満たす新規投資プロジェクトについて、当初の投資登録証明書に記載された優遇期間についてのみ法人税優遇措置を受けることができ、修正された投資登録証明書に基づく延長期間については、法人税優遇措置が適用されません。

### ■ お問い合わせ

✓ ベトナム進出支援    ✓ 月次記帳    ✓ 税務申告    ✓ ライセンス    ✓ ビザ    ✓ M&A

NAC (Vietnam) Co., Ltd.

- ▶ ハノイ事務所
- ▶ ホーチミン事務所
- ▶ ウェブサイト
- ▶ Email

設立：2009年（クライアント数300社以上）

TEL：028-3914-7725

<http://www.nacglobal.net/contact/>  
[vn@nacglobal.net](mailto:vn@nacglobal.net)

当社では、掲載情報の正確さには万全を期しておりますが、その内容について保証するものではありません。  
利用者が本掲載内容を用いて行う一切の行為、意思決定に対して、当社では一切の責任を負いません。